

25.11.1 受領

平成25年10月29日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官 中本昌宏

平成25年(ハ)第125号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結の日 平成25年10月8日

判 決

山口県岩国市

原 告 X /

山口県岩国市

原 告 X 2

原告ら訴訟代理人弁護士 田邊一隆

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役

主 文

- 1 被告は、原告 X / に対し、105万1879円及びうち82万4208円に対する平成25年6月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告 X 2 に対し、20万1229円及びうち16万4957円に対する平成25年6月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 原告 X / の請求

主文第1項と同旨

- 2 原告 X 2 の請求

主文第2項と同旨

第2 請求原因の要旨

1 被告及び訴外株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）は、いずれも貸金業者であり、被告は、平成23年7月1日、ライフを吸収合併した。

2 原告 X1 の請求について

(1) 原告 X1 は、ライフとの間で、別紙計算書1及び同2のとおりの金銭消費貸借取引を行った（以下、別紙計算書1の取引を「本件第1取引」、別紙計算書2の取引を「本件第2取引」という。）。

(2) 原告 X1 は、上記各金銭消費貸借契約に基づく利息の弁済にあたり利息制限法所定の制限利率を超える利息を支払ったため、いずれの取引も過払金が発生している。

(3) ライフは、上記各過払金の取得について民法704条の「悪意の受益者」であるから、過払金に対して年5分の割合による利息が発生している。

(4) 本件各取引によって発生した過払金及びこれに対する利息は、次のとおりである。

ア 本件第1取引について

(ア) 過払金 16万7745円

(イ) 平成25年6月24日現在の未払利息 8万3275円

(ウ) 上記過払金に対する平成25年6月25日から支払済みまで年5分の割合による利息

イ 本件第2取引について

(ア) 過払金 65万6463円

(イ) 平成25年6月24日現在の未払利息 14万4396円

(ウ) 上記過払金に対する平成25年6月25日から支払済みまで年5分の割合による利息

3 原告 X2 の請求について

- (1) 原告 X2 は、ライフとの間で、別紙計算書3のとおりの金銭消費貸借取引を行った（以下「本件第3取引」という。）。
- (2) 原告 X2 は、上記金銭消費貸借契約に基づく利息の弁済にあたり利息制限法所定の制限利率を超える利息を支払ったため、過払金が発生している。
- (3) ライフは、上記過払金の取得について民法704条の「悪意の受益者」であるから、過払金に対して年5分の割合による利息が発生している。
- (4) 本件第3取引によって発生した過払金及びこれに対する利息は、次のとおりである（別紙計算書3）。

ア 過払金 16万4957円
イ 平成25年6月10日現在の未払利息 3万6272円
ウ 上記過払金に対する平成25年6月11日から支払済みまで年5分の割合による利息

4 よって、原告 X1 は、被告に対し、上記2(4)ア(ア)ないし(カ)、同イ(ア)ないし(カ)の各過払金及び利息の、また、原告 X2 は、被告に対し、上記3(4)アないしウの過払金及び利息の支払を求める。

第3 理由

- 1 本件各取引及び被告によるライフの吸收合併について
証拠（甲1、2）及び弁論の全趣旨によれば、請求原因の要旨1、2(1)、3(1)の各事実が認められる。
- 2 悪意の受益者について
 - (1) 最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決が説示する民法704条の「悪意の受益者」であるとの推定を覆す「特段の事情」については、みなしあ弁済の適用要件にかかるその時々の最高裁判決等を踏まえ、被告において、その要件事実のすべてを主張立証できないとしても、みなしあ弁済が成立すると認識していたのも無理はないと思わせる程の証拠と理由付けが提出されこそ、みなしあ弁済の適用があると認識したことについて合理的で相当な「特

段の事情」があったといえるのである。

しかし、被告は、ライフにおいて上記「特段の事情」があったことについては、何ら具体的な主張立証をすることがない。

(2) したがって、ライフにおいて、制限利率を超える利息を受領していたことの認識があった以上、ライフは、本件過払金の取得について民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるのであって、被告は、本件過払金に民法所定の年5分の割合による利息を付して返還すべきである。

3 過払利息の発生時期について

被告は、仮に被告が悪意の受益者であると評価されたとしても、民法704条の利息を付すべし始期は訴状送達の翌日とすべきであると主張する。

しかし、民法704条によって過払金に利息が付される趣旨は、利得財産である過払金からは法定利息と同程度の付加利益が生じるのが通常であり、これを損失者である借主からみれば、いわゆる得べかりし利益の喪失になるので、それを併せて返還させることにしたのであり、したがって、貸主において過払金の取得があれば、その時点から当然に利息が発生するのであって、その発生時期は、過払金返還請求権の権利行使の可否によって左右されるものではないのである。過払利息は過払金の発生と同時に発生することは、最高裁平成21年(受)第1192号同年9月4日第二小法廷判決によって明らかにされているところであり、被告は、過払金が発生した都度その過払金に利息を付して返還すべきである。

4 本件過払金及び利息について

本件各取引において原告らが支払った利息を利息制限法所定の制限利率に引き直して充当計算をすると、請求原因の要旨2(4)ア(ア)ないし(ウ), イ(ア)ないし(ウ)及び同3(4)アないしウのとおりの過払金及び利息が発生していることが認められる(別紙計算書1ないし3)。

5 よって、原告らの請求はいずれも理由があるので、主文のとおり判決する。

なお、被告申立ての仮執行免脱宣言ないし仮執行開始時期の指定は、いずれも相当でないからこれを付さないこととする。

岩国簡易裁判所

裁判官 岸本廣重

これは正本である。

平成25年10月29日

岩国簡易裁判所

裁判所書記官 中本昌宏

